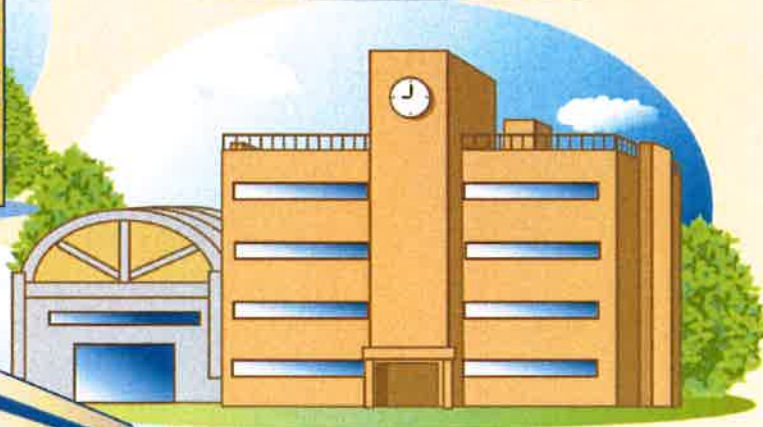
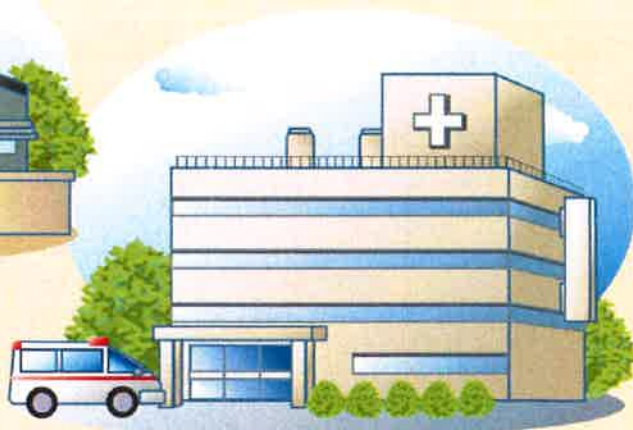
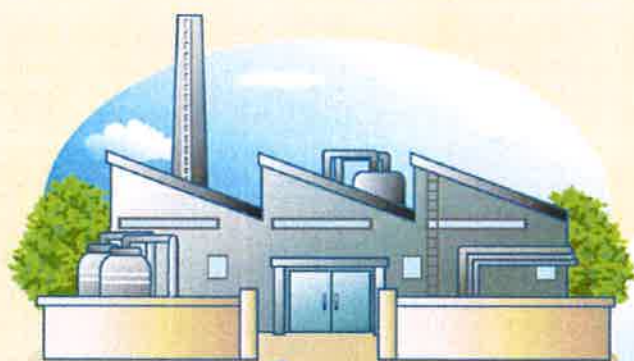


施設賠償責任保険

エレベータ・エスカレータ賠償責任保険

- 賠償責任保険普通保険約款（企業用）
- 施設所有管理者特約
- 昇降機特約



施設賠償責任保険とは

スーパーストア、商店、飲食店、工場、事務所等の施設の所有者や管理者が、保険期間中にその施設の欠陥や管理ミスまたは業務遂行中に起こした事故により、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

例えば、次のような事故が対象となります。

ウェイトレスが誤って飲食物をこぼし、お客さまの衣服を汚した。



看板が落ちて歩行者を負傷させた。



陳列棚が倒れ、子供が重傷を負った。



店舗内で火災が発生し、お客さまを死傷させた。



劇場の天井がはげ落ち、観客が大けがをした。



工場が爆発し、近隣に大損害を与えた。



ご契約の方法

①お支払い限度額

ご契約にあたっては、まず、お支払い限度額(てん補限度額)を決めていただきます。お支払い限度額は、施設の規模、周囲の状況、予想される損害の大きさなどに応じてお決めください。

賠償区分	1名について	1事故について
身体賠償 お支払い限度額	5,000万円	3億円
財物賠償 お支払い限度額	—	5,000万円

エレベーター・エスカレーターによる事故は「エレベーター・エスカレーター賠償責任保険」へのご加入が必要となります。

エレベーター・エスカレーター賠償責任保険とは

エレベーター・エスカレーターの欠陥や管理ミスまたは運行による事故により、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

②保険料

保険料は、施設の種類、用途、規模およびお支払い限度額、自己負担額などにより異なります。「①お支払い限度額」の例の場合、保険料は施設の種類に応じておよそ次のとおりです。
(保険期間1年について)

施設の種類	百貨店 スーパーストア	レストラン 喫茶店	小売店	学 幼 校 稚 園	事 務 所
保 険 料	(床面積 10㎡につき) 約420円	(床面積 10㎡につき) 約820円	(床面積 10㎡につき) 約370円	(生徒数 100名につき) 約4,240円	(床面積 10㎡につき) 約60円

※上記保険料は「漏水担保特約(施設用)」を付帯した保険料となります。

※身体賠償・財物賠償いずれも1事故の自己負担額は1,000円です。自己負担額を増額することによって保険料を割引くことができます。

③お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
損害賠償金	被害者に支払う損害賠償金 (治療費、慰謝料、修繕費など)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●地震、噴火、洪水、津波など天災や戦争、変乱、暴動などによって生じた事故 ●損害賠償について第三者との間に特別な約定があるために加重された損害 ●排水または排気(煙を含みます。)によって生じた事故 ●預かり物に対する事故 ●施設の修理、改造または取り壊しなどの工事による事故 ●自動車による事故 ●販売した商品や仕事の目的物を他人に引き渡した後の事故 ●エレベーター・エスカレーターによる事故 ※エレベーター・エスカレーター賠償責任保険でお引き受けします。 ●冷暖房機、給排水管などの器具からの液体、気体のもれによる財物損害 ※漏水担保特約(施設用)を付帯し、別途割増保険料を加算することにより、補償の対象とすることもできます。
緊急措置費用	応急手当、搬送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用	
争訟費用	訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に関する費用 (弊社の承認が必要となります。)	
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	
協力義務費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	
請求権の保全または行使の 手続き費用	他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用	

損害賠償金とは別に、次の費用をお支払いできる場合があります。

①お支払い限度額

賠償区分	1名について	1事故について
身体賠償 お支払い限度額	5,000万円	3億円
財物賠償 お支払い限度額	—	5,000万円

②保険料

エレベーター・エスカレーターの種類	①一般エレベーター (デパート、店舗、劇場、公共建物など)	②専用エレベーター (工場、倉庫、マンションなど)	③エスカレーター (動く歩道を含みます。)
保 険 料	(1台につき) 約9,130円	(1台につき) 約2,050円	(1台につき) 約11,690円

※①および②の保険料は「人格権侵害担保特約(昇降機用)」を付帯した保険料となります。

※施設賠償責任保険とセットでご契約いただいた場合の保険料となります。

エレベーター・エスカレーター賠償責任保険のみを単独でご契約いただいた場合、保険料は異なりますのでご注意ください。

※身体賠償・財物賠償いずれも1事故の自己負担額は1,000円です。自己負担額を増額することによって保険料を割引くことができます。

保険料のお見積り

対象とする施設 または エレベータ・エスカレータ	
--------------------------------	--

保険料算出の基礎	
----------	--

賠償区分		お支払い限度額	保険料（内訳）
身 体	1 名	万円	身体保険料（A）
	1 事故	万円	
	自己負担額 （1事故について）	円	
財 物	1 事故	万円	財物保険料（B）
	自己負担額 （1事故について）	円	

合計 保険料	円 =	身体保険料（A） 円	+	財物保険料（B） 円
-----------	-----	---------------	---	---------------

万一事故がおこったときは

万一この保険で補償される事故等が生じたことを知った場合には、下記の事項をすみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店までご連絡ください。なお、示談交渉については必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。弊社の承認がないまま損害賠償額を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

ア.事故発生の日時・場所 イ.被害者の住所・氏名 ウ.事故の原因・状況 エ.証人がある場合は、その方の住所・氏名 オ.損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 カ.保険契約の内容（証券番号等）

ご契約後のご注意

1. お手続きの日から1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
2. ご契約者のご住所などを変更された場合は、すみやかに取扱代理店または弊社までご通知ください。

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返れい金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。
- 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。

- 保険料お支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「施設賠償責任保険」「エレベータ・エスカレータ賠償責任保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までご照会ください。なお、詳しくは「普通保険約款および特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社
 〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
 TEL 03-3294-2111（大代表）
 ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

朝日火災 あんしんダイヤル

事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店へご連絡ください。

0120-120-555

受付時間：24時間 365日

●お問い合わせ先